

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第3号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
1～25 略		1～25 略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) <u>第9条第13項</u> の規定による報告の受理 (7)～(24) 略	各市町村	26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) <u>第9条第12項</u> の規定による報告の受理 (7)～(24) 略	各市町村
27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>第7条第11項又は第12項</u> の規定による住所又は氏名の変更の届出の受理 (3) <u>第7条第13項</u> の規定による許可証の亡失の届出の受理 (4) <u>第7条第14項</u> の規定による従事者証の亡失の届出の受理 (5)～(9) 略	各市町村	27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>第7条第10項又は第11項</u> の規定による住所又は氏名の変更の届出の受理 (3) <u>第7条第12項</u> の規定による許可証の亡失の届出の受理 (4) <u>第7条第13項</u> の規定による従事者証の亡失の届出の受理 (5)～(9) 略	各市町村
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴

(6) 第9条第13項の規定による報告の受理 (7)～(18) 略	浦町及び北栄町	(6) 第9条第12項の規定による報告の受理 (7)～(18) 略	浦町及び北栄町
29～48 略		29～48 略	

附 則

この条例は、平成19年4月16日から施行する。